

子どもの送迎 安全徹底マニュアル

令和5年7月更新

放課後等デイサービスHIRAKU

参考：令和4年10月12日

「こどものバス送迎・安全マニュアル」内閣官房 内閣府 文部科学省 厚生労働省

1. 事業所の体制の確認

送迎における子どもの安全の確保のためには、

○全職員・関係者が共通認識をもって取り組むこと

○管理者の責任下で、子どもの安全・確実な登所・降所のための安全管理を徹底する体制を作ること

が重要です。

※管理者自ら体制を定期的に確認しましょう。特に年度初めや職員の異動がある場合には必ず確認するようにしましょう。

【安全管理の体制づくり】

送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成している

出欠確認を行う時間、記録や共有方法等のルールを定めている

運転手の他に職員が同乗する体制を作っている

定期的に研修等を実施している

マニュアル等について全職員に周知・徹底している

マニュアル等を送迎車内、又は全職員が分かる場所に設置している

※通常送迎車を運転・同乗する職員とは別の職員等が対応する場合に備え、運転・同乗する職員以外の職員も研修の参加対象とすることが必要です。

ヒヤリ・ハットを共有する体制を作っている

【保護者との連絡体制の確保】

保護者に欠席等の理由により送迎車両を利用しない場合の事業所への連絡時間や方法等のルールを伝えている

事業所の送迎車のマニュアルを保護者と共有している

※事業所の取り組みを保護者に伝え、日ごろから理解・協力を得ることが大切です。

【管理者の責務】

管理者は現場の責任者として高い意識を持って、子どもの命を守るための安全管理に取り組んでいる

管理者は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組んでいる

2. 送迎業務

①登所時

事前準備

- 運転手は、車両の点検（車載カメラの起動・角度、ライト、ランプの作動確認等）をしている
- 管理者等は運転手の健康状態を確認している
- 出席管理責任者は、当日の出欠を確認し、乗車名簿に反映している
- 出席管理責任者は、乗車名簿を運転手・同乗職員・管理者・担当職員と共有している
- 運転手は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備可能な状態か（充電の有無等）事前に確認している

乗車時（子どもが所定の場所で順次乗車）

- 運転手は子どもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している
- 運転手はバス停に乗車すべき子どもがいない場合や乗車しないはずの子どもがいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡している
- ⇒ 連絡を受けた出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認している
- 運転手は、乗車した子どもの着席、シートベルト着用を確認してから発車している

降車時（事業所に到着後、子どもが一斉に降車）

- 運転手は子どもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録している
- 運転手は見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かげなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している
- ⇒ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している

※「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は各事業所の実情に応じて兼務することも考えられます。

降車後（子どもが全員降車後）

- 担当職員は、乗車名簿とその日の出欠状況を照合し、出席管理責任者に報告している
- ⇒ 情報に齟齬がある場合、出席管理責任者は、速やかに出欠について確認を行うとともに管理者に報告している
- 最終車内清掃・点検等を行う際は、見落としがないか2名以上で確認している

②降所時

事前準備～乗車時（子どもが一齐に乗車）

- 出席管理責任者は、当日の出欠を反映させた乗車名簿を運転手・同乗職員、管理者、職員と共有している
- 運転手は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備可能な状態か（充電の有無等）事前に確認している
- 運転手は、子どもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している

降車時（子どもが所定の場所で順次降車）

- 運転手は子どもの顔を目視し、点呼等し、降りる場所で子どもを保護者に引き渡したことを確認し、記録している
- 運転手は、降車した子どもの安全を確認してから発車している

降車後（子どもが全員降車後）

- 運転手は見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かげなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している
- ⇒その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している
- 運転手は、車への置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している

※送迎車内における子どもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。

3. ヒヤリ・ハットの共有

※以下のポイントも子どもの安全を守る上で重要です。

管理者のリーダーシップの下、事業所の実情に応じて毎日の安全管理の取組に盛り込むことが重要です。

- ヒヤリ・ハットに気づいた職員は、すぐに管理者に報告することとしている
- ヒヤリ・ハット事例について職員間で共有する機会を設けるとともに、日ごろから報告しやすい雰囲気づくりを行っている
- 報告のあったヒヤリ・ハット事例を踏まえ、再発防止を講じている

※安全は日々の積み重ねで築かれます。職員の入れ替わり、子どもの入れ替わり等がありますので日々学び続けることが重要です。ヒヤリ・ハットから学び続ける姿勢が事業所の安全管理に関する機運を高めます。

※日々のミーティングや定例の職員会議等でヒヤリ・ハットを取り上げる時間を設け、また報告者に感謝を示す等して報告を推奨することが大切です。こうした取組によって安全管理を大切にすることが職員の共通認識となります。

4. 子どもたちへの支援

○大人が万全の対応をすることで子どもを絶対に見落とさないことが重要ですが、万が一車内に取り残された場合の危険性を子どもたちに伝えるとともに、緊急時には外部に助けを求めるための行動がとれるよう、子どもの発達に応じた支援を行うことも考えられます。

○その際、子どもたちが事業所生活を通じてのびのびと育つことを第一に考え、送迎車に乗ることに不安を与えないよう十分留意する必要があります。

【支援の例】

- ・周囲に誰もいなくなってしまった場合を想定してクラクションを鳴らす訓練を実施
- ・乗降口付近に、子どもの力でも簡単に押せ、エンジンを切った状態の時だけクラクションと連動して鳴らすことができるボタンを設置

5. 送迎車の装備等

置き去り防止を支援する安全装置について

○送迎車について、置き去り防止を支援する安全装置の装備を義務化します。

○バスの置き去り防止を支援する安全装置については、現在様々な企業が開発に取り組んでいるところですが、安全装置として必要とされる仕様に関するガイドラインを国として令和4年中に定めることとしています。

○事業所での購入・設置にあたっては、ガイドラインに適合している製品かどうかを留意してください。

※ガイドラインに適合している製品についてウェブサイトに掲載する等の対応を予定しています。

○安全装置の装備後は定期的に動作していることを確認することが必要です。日々の送迎において動作を確認するほか、事業所の安全計画等に定期的な点検について記載し、対応してください。

(ラッピング等について)

○紫外線等を防止し子どもの健康や安全を守る等の観点から、送迎車両にラッピングやスモークガラス等を使用する場合は、子どもの状況や保護者の意見なども踏まえて各事業所において適切な対応を決めていくことが重要です。

○その際、外から車内の様子がほとんど見えないなどのラッピングやスモークガラス等を使用することが、車内の子どもの存在が外から全く気付いてもらえなくなってしまう、置き去りによる事故発生のリスクを高めることにつながりますので避けるべきと考えられます。